

マイナンバー制度について



平成27年11月5日
総務省自治行政局住民制度課

マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は情報提供等記録開示システムで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって**条例**で定める事務に利用(第9条第2項)。

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)【※ 日本再興戦略を元に作成】

■:平成27年9月の法改正によるもの

★:マイナンバー法の改正が必要なもの

2015年
(H27年) (10月)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

2018年
(H30年)

2019年
(H31年)

2020年
(H32年)

マイナンバー	番号の通知	<p>【2016年1月から順次】 マイナンバーの利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障分野（失業給付申請、日本年金機構への相談・照会） ・ 税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載） ・ 災害対策分野（被災者台帳の作成） 	<p>▼【2017年1月から】国の機関間での情報連携 延期</p> <p>▼【2017年7月から】地方公共団体等も含めた情報連携 延期</p> <p>【2018年～】 ○金融分野・預貯金口座への付番</p>
		<p>【★2019年通常国会（目途）に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</p>	<p>（▼【★2018年から段階的運用開始】医療等分野における番号）</p>
個人番号カード	交付申請受付開始	<p>【2016年1月から】 個人番号カードの交付</p> <p>▼【2016年1月から】国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す</p> <p>▼【2016年1月以降順次】各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討</p>	<p>▼【2017年以降】キャッシュカード・クレジットカードとしての利用の実現に向けて検討</p>
		<p>【2016年から順次】 公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用</p>	<p>▼【2017年以降】キャッシュカード・クレジットカードとしての利用の実現に向けて検討</p>
マイナポータル	マイナポータルの構築	<p>【2017年7月目途】 医療保険のオンライン資格確認システム整備</p>	<p>【2017年7月以降（2018年4月目途）】 健康保険証としての利用</p>
		<p>【2017年1月から順次】 マイナポータルの運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金保険料のワンクリック免除申請 ・ 医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化 ・ 税・社会保険料のクレジットカード納付 ・ e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携 ・ 電子私書箱機能を活用したワンストップサービス（引越・死亡等のライフイベントなど）の提供 ・ テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大 	<p>▼【2018年を目途】特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能に</p>
		<p>▼【2017年7月以降】子育てワンストップサービスの検討</p>	<p>▼【2017年7月以降】子育てワンストップサービスの検討</p>
		<p>【2017年1月から順次】 情報提供等記録開示システムの運用開始 (情報提供等記録の確認・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス)</p>	

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定) 抄

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

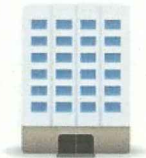
マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう
 所要の措置を講ずる(公布の日(平成27年9月9日)から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行の予定。)

【行政機関等】

〔預金保険機構〕



〔地方自治体・年金事務所等〕



〔税務署〕



マイナンバー付で
預金情報を照会

【社会保障給付関係法律・
預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された
預金情報の提供を求める
ことができる旨の照会規
定等を整備

(税務当局は現行法で
照会可能)

【マイナンバー法改正】

預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務
実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする
(社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能)

【銀行等】



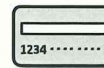
【国税通則法改正】

照会に効率的に対応することができるよう、
預金情報をマイナンバーにより検索可能な
状態で管理する義務を課す

【顧客名簿】

預金者名	個人番号	種類	口座番号	残高
〇〇 〇〇	1234 ……	普通	123…	〇〇円
		定期	456…	〇〇円
×× ××	9876 ……	普通	987…	××円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

番号を
告知



預金者は、銀行等
から、マイナンバーの
告知を求められる
※ 法律上、告知義務
は課されない

番号を
告知



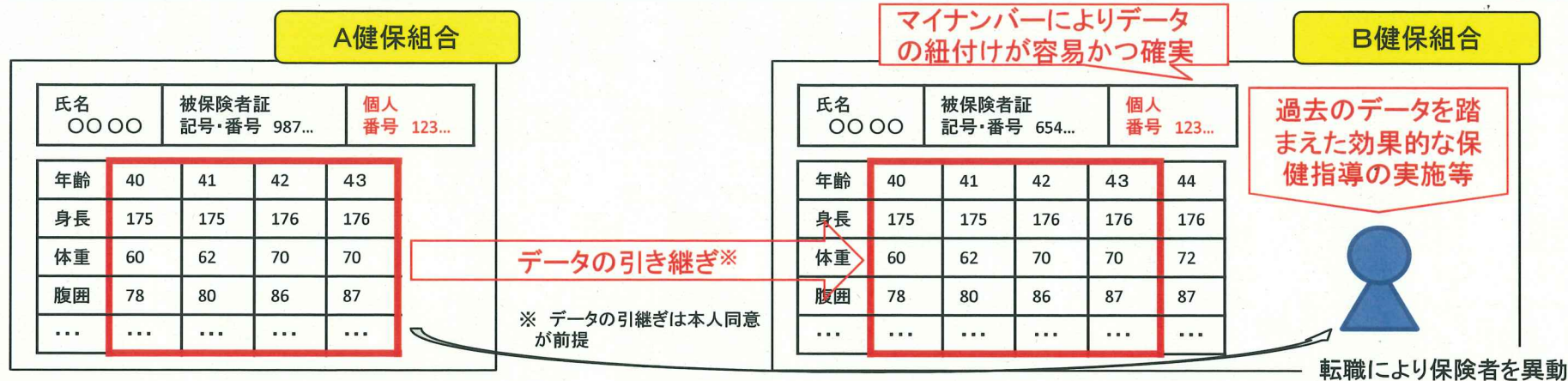
【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

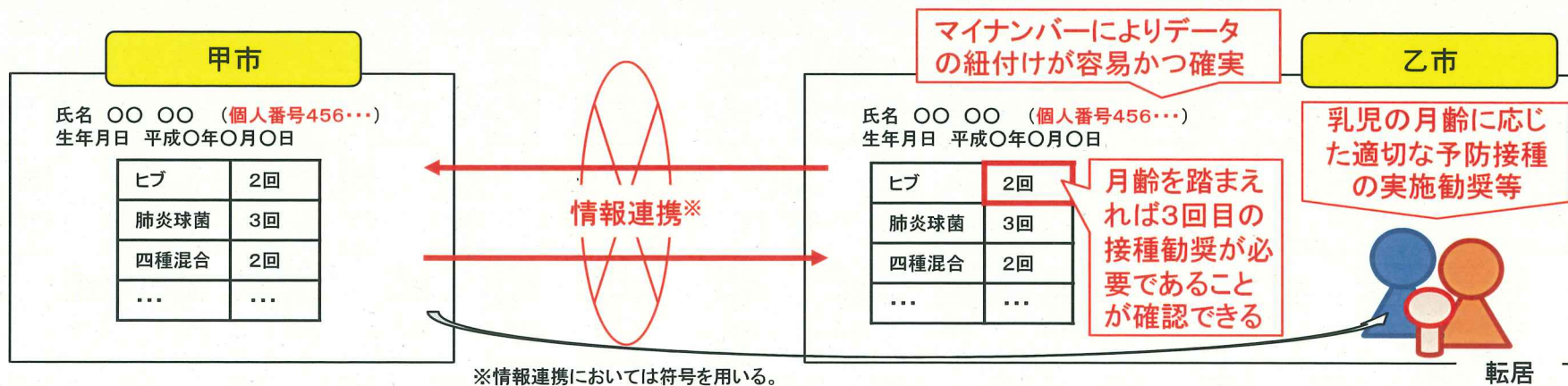
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診・保健指導の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。(平成28年1月からの予定)



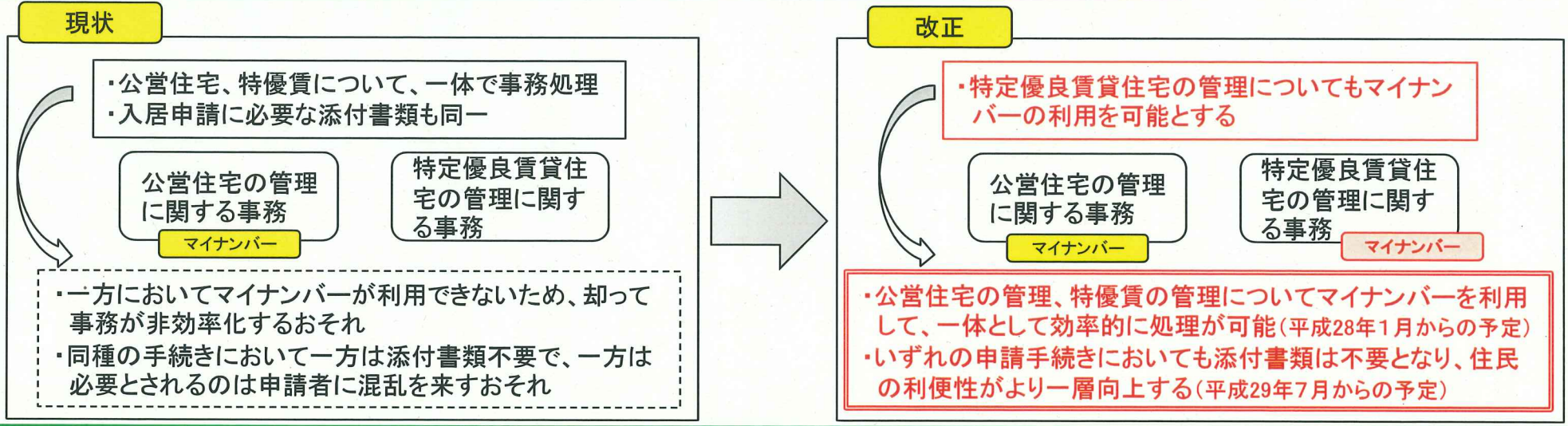
2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。(平成29年7月からの予定)



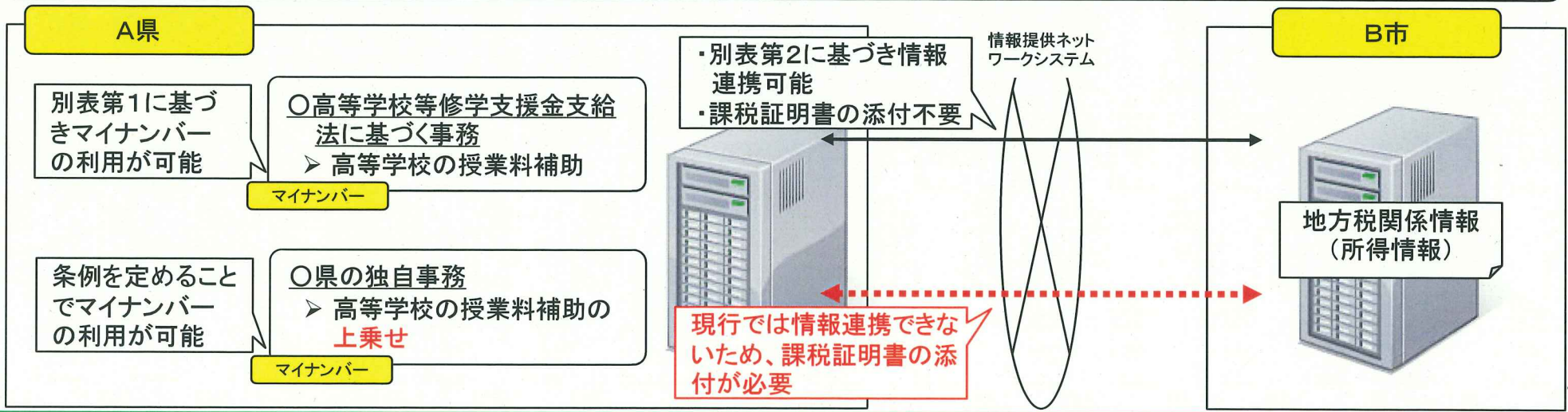
地方公共団体の要望を踏まえたマイナンバーの利用拡充について

1. 特定優良賃貸住宅の管理に関する事務におけるマイナンバーの利用



2. マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用

地方公共団体が条例を定めることにより独自にマイナンバーを利用する場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることにより、添付書類の削減を可能とするなど、マイナンバーの独自利用による効果をより一層高めることができる。(平成29年7月からの予定)



特定個人情報保護委員会の改組について

1. 個人情報全般の保護への所掌事務拡大

現状

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



マイナンバーの事務は引き続き実施しつつ、
新たに個人情報全般の適正な取扱いの確保に所掌を拡大

改組後 (平成28年1月からの予定)

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



個人情報全般について

- ・適正な取扱いの確保のための監督
- ・認定個人情報保護団体の監督
- ・個人情報全般に関する広報・啓発
- ・個人情報の取扱いに関するグローバル化への対応 等

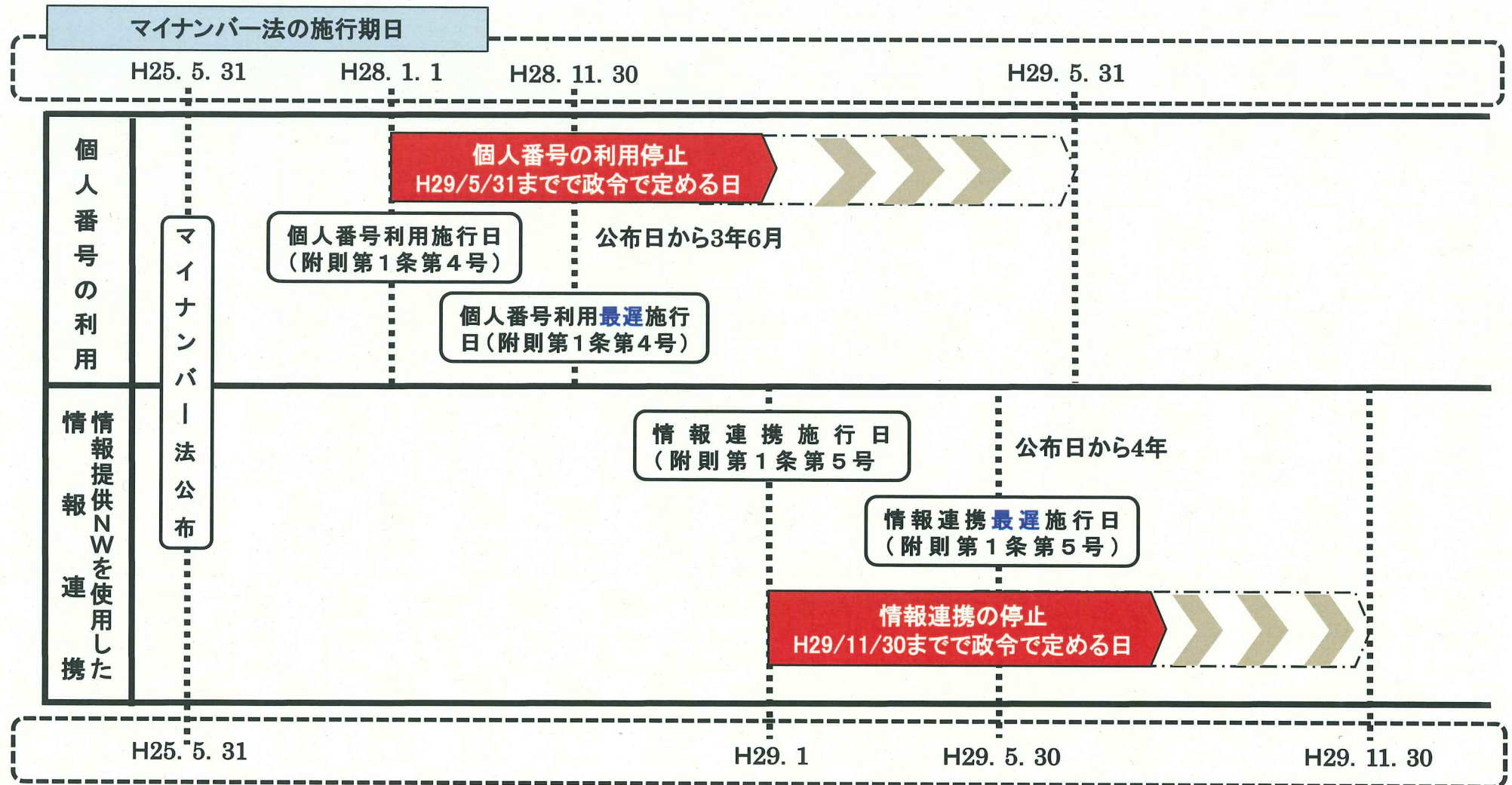
※行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する総務大臣の権限・機能等と委員会の関係については、総務省の研究会において検討中。

2. 組織形態

- ・特別職の委員長及び委員からなる合議制の第三者機関
- ・委員は、国会の同意を得て任命(国会同意人事)され、独立して職権を行使
- ・所掌事務の拡大に伴う体制の強化

日本年金機構に係る経過措置(案)

日本年金機構については、下図に示すとおり、個人番号の利用及び特定個人情報の照会及び提供(情報連携)を行わないものとする。



※附則第1条第4号：(省略) 公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

※附則第1条第5号：(省略) 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

『日本再興戦略』改訂2015（マイナンバー関連記載抜粋①）

一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

マイナンバー制度の運用開始やパーソナルデータに関する法律の見直し等により、国の行政機関や地方公共団体等において、個人情報の効率的な情報管理や、複数機関間での迅速かつ確実なやり取りが可能となる。このような新たな「IT利活用基盤」を最大限に活用し、IT利活用をより一層加速させることで、産業振興と国民生活の豊かさの実現を推進する。このため、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定）を強力に推進し、以下の施策を講ずる。

i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ

② マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化

マイナンバー制度については、制度上・システム上の両面から様々な安全管理措置を講じている。例えば、各行政機関の個人情報は、これまで通り各行政機関で分散して管理され、個人情報の一つの機関において一元管理されることはない。また、各行政機関間での情報のやり取りも、マイナンバーそのものを連携キーとするのではなく、機関ごとに異なる符号を振り出し連携キーとする方針を採用しており、行政機関間を遮断する仕組みとなっている。さらに、独立した第三者機関である特定個人情報保護委員会がマイナンバーの取扱いに関する監視・監督を行うほか、万が一、正当な理由なくマイナンバー付きの個人情報ファイルを提供した場合などは、重い罰則が適用される。

これに加え、地方自治体のマイナンバーのセキュリティ監視・監督機能を十分に発揮させる観点から、特定個人情報保護委員会が、関係機関と連携し、専門的・技術的知見を有する体制を立ち上げるとともに、監視・監督方針を速やかに策定するなど、本年度中を目途に、監視・監督体制を整備する。また、総合行政ネットワーク（LGWAN）について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備するとともに、地方自治体のセキュリティ対策に関する支援機能の強化を図ること等により、マイナンバー制度のセキュリティ確保を徹底する。

さらに、マイナンバー制度における官民連携を実現する認証連携のための枠組みについて検討を行い、本年中を目途に取組方針を策定する。

『日本再興戦略』改訂2015（マイナンバー関連記載抜粋②）

ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

本年10月から導入されるマイナンバー制度についても、i)にあるセキュリティ対策の強化と歩調を合わせつつ、利活用範囲の拡大等を進めていくこととする。

① マイナンバー利活用範囲の拡大

マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進めてきた分野のうち、戸籍事務については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、来年2月以降の法制審議会への諮問を目指し、必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。
旅券事務については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。

さらに、在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。

② 個人番号カードの普及・利活用の促進

来年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。

加えて、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

自動車検査登録事務では、2017年度のワンストップサービスの抜本拡大に合わせ、全都道府県が共同利用できるシステムを構築し、必要な制度上の措置を講ずることにより、提出書類の合理化等を図る。

また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。さらに、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始を目指し、検討を進める。

③ 個人番号カードによる公的資格確認

2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化を図る。

加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

『日本再興戦略』改訂2015（マイナンバー関連記載抜粋③）

④ マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

⑤ 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。

また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。

⑥ 年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金保険料の徴収強化・行政効率化

国民の利便性の向上及びマイナンバー制度の利用促進等のため、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」（平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム）を着実に実施する。具体的には、国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始を踏まえ、マイナポータルにおいて年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供をするとともに、ワンクリック免除申請の導入、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続の簡素化等を実施していく。

また、法人の利便性向上の観点から、マイナンバーの利用開始にあわせて、源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組を構築する等の取組を行う。

iv) IT利活用の更なる促進

④ 国・地方の行政のIT化と業務改革

国民にとって有益で、かつ、利便性の高い行政を実現することで経済成長を促進するため、「eガバメント閣僚会議 国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告」（平成27年6月29日国・地方IT化・BPR推進チーム）に基づき、内閣情報通信政策監を中心に国・地方の業務改革・IT化を推進する。

具体的には、2017年7月の地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始以降、マイナンバー制度を活用した子育てワンストップサービスの検討を進めるなど、行政サービスのオンライン改革を進める。また、各府省個別業務の効率化・省力化、行政サービスの改善等に向けた業務改革を進め、政府情報システムに関する運用コストを削減するとともに、公務の能率化に取り組む。

『日本再興戦略』改訂2015（マイナンバー関連記載抜粋④）

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

(3) 新たに講ずべき具体的施策

② 医療・介護等分野におけるICT化の徹底

本年10月よりマイナンバーが全国民に通知され、マイナンバー制度が開始される。医療等分野においても、これを契機に、国民が安心して医療・介護サービスを受けられるよう、地域包括ケアシステムの充実・強化を図り患者の利便性を高めるとともに、医療の質の向上や創薬等医療分野の研究開発環境整備、ヘルスケア産業の活性化などに資するように十分な情報セキュリティ対策を講じた上でICT化を強力に推進する。このため、以下の4分野について、2020年までの5年間に施策を集中的に実施する。

・マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入

公的個人認証や個人番号カードなどマイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入することとし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力に推進する。

具体的にはまず、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、医療機関の窓口において個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とし、医療等分野の情報連携の共通基盤を構築する。また、地域の医療情報連携や研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールについて検討を行い、本年末までに一定の結論を得て、2018年度からオンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始し、2020年までに本格運用を目指す。

・医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進／地域医療情報連携（介護を含む）等の推進

また、医療サービスの質の向上を図るため、患者本人が自らの医療情報を生涯にわたって経年的に把握し、健康管理に活用できるよう、特定健診データをマイナポータルを含むマイナンバー制度のインフラ等を活用し、2018年を目途に個人が電子的に把握・利用できるようにすることを目指し、まずは、保険者を異動した場合でも特定健診情報の円滑な引継ぎが可能となるよう、本年度中を目途にデータの引継ぎ方法等について検討を行い、結論を得る。

マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討の方向性(平成26年11月時点)

「個人番号の利用範囲拡大の検討状況について」(平成26年11月11日マイナンバー等分科会)

① 戸籍事務

法務省において有識者らによる「戸籍制度に関する研究会」を本年10月29日に立ち上げ。今後、平成28年2月以降の法制審議会への諮問を目指して検討を進める。

② 旅券事務

戸籍事務でマイナンバーが利用されるのであれば、旅券申請時に申請者が戸籍謄(抄)本を提出する必要がなくなることから、国民の利便性の向上と旅券事務効率化に資するものと考えており、戸籍事務でのマイナンバーの利用に向けた法務省の検討状況も踏まえつつ、引き続き外務省を中心に検討を進める。

③ 預貯金付番

内閣官房を中心に、マイナンバー法の改正を行う方向で関係者間で具体的な調整を行っているところ。仮に、関係者間の調整が整えば、来年の通常国会での必要な法整備を視野に準備を進める。

④ 医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務

厚生労働省において、有識者らによる「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」を本年5月30日に立ち上げ、必要性や具体的な利活用場面等について議論を行っている。今後、年末までに一定のとりまとめを行う予定。

⑤ 自動車の登録等に係る事務

平成28年1月に予定されている個人番号カードの導入に併せ、OSSにおいて同カードを利用(本人確認機能)した申請を可能とする。さらに、他の利便性向上策についても、マイナンバーの利用範囲の拡大のタイミングに併せ、関係省庁の検討状況も踏まえつつ、国土交通省を中心に検討を進める。

マイナンバー利用例

～マイナンバーで暮らしが便利に～

ライフイベント等	行政手続、行政サービス等	従来	制度開始後
国民誰もが便利に	公的な身分証明書の発行	運転免許証やパスポートの取得が必要	個人番号カードは無料で取得可能な公的身分証(図書館利用証、印鑑登録証明書、健康保険証もワンカードに)
	各種証明書の発行	住民票や印鑑登録証明書などの書類を取りに役所に行く必要がある	個人番号カードがあればコンビニなどで書類の取得が可能に(夜間や休日でも取得可能)
子どもが生まれたら...	児童手当の支給	毎年、住民票と所得証明書を取りに役所に行く必要がある	役所に書類を取りに行く必要がなくなる(添付書類の削減)
	子どもの予防接種	予防接種が必要な時期を自分で把握する必要があった	マイナポータルで、子どもの年齢に合わせてお知らせが届くように
年金を初めて受け取るとき	年金の裁定請求	住民票や配偶者の課税証明書等を取りに役所に行く必要がある	役所に書類を取りに行く必要がなくなる(添付書類の削減)

さらに

マイナポータルでさらに便利になる施策が講じられる予定

例えば

- ・税の申告や年金の手続などがワンストップで処理可能に
- ・国民年金保険料の免除申請手続をオンラインで
- ・領収書の保存や集計の手間を省いて、医療費控除を簡素化
- ・引っ越しの際、電気・ガス・水道等の届出がワンストップで可能に 等15



マイナンバーがはじまると くらしがこんなに便利に！



マイナンバーで、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を！

マイナンバーで行政間の連携を図り、所得や年金の受給状況などをきちんと把握し、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行います。



**行政手続きが簡単！
年金や福祉の申請がスムーズに！**

例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続きの際に必要な添付書類が削減されます。

個人番号カード



**個人番号カードが、図書館カード、
印鑑登録証や健康保険証のかわりに！**

図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに利用可能となります。個人番号カードが1枚あれば、さまざまな行政サービスが受けられるようになります。



**コンビニなどで住民票など
証明書の取得が可能に！**

個人番号カードに搭載されたICチップを使って、住民票などの証明証がコンビニでも取得できる自治体が大幅に増える予定。手軽さと速さがうれしい。

マイナポータル



**予防接種のお知らせなど
個人に合った情報が届きます。**

パソコンやスマホからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、自分に合った情報を手軽に受け取れます。

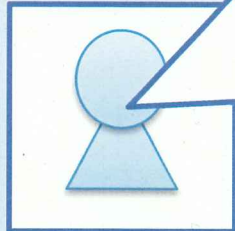


**将来的には、引っ越しなどの届出
がパソコンでまとめて！**

引っ越し時に、電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスも検討されています。税金に関するオンライン申告も今よりも簡単になるかも？

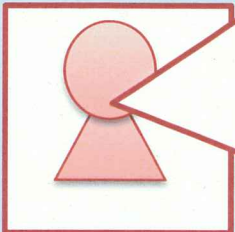
マイナンバーでこんなに変わる！年金・税の手続き ライフステージ別事例集(イメージ)

20代



20代・大学生
Aさん

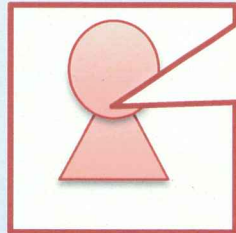
【スマホの年金アプリで将来もらえる年金見込み額を簡単チェック！】
スマートフォンにダウンロードした年金アプリで情報収集。簡単な入力で将来自分が受け取れる年金見込み額がわかり年金がぐっと身近に。



20代・自営業
Bさん

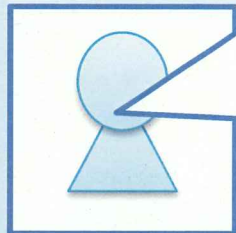
【ネットで年金・国税・地方税などの手続きがワンストップで処理可能に！】
マイナポータルを通じて、年金の申請・納付手続き、確定申告、自動車税の納付など様々な行政手続きが可能に。窓口の実質的な一元化により大幅に利便性が向上。

30代～50代



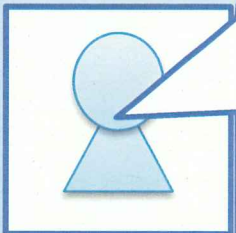
30代・会社員
Cさん

【住宅ローン控除申告で住民票添付が不要に！】
住宅ローン控除申告に必要な住民票が添付不要に。取得のために役所に行く必要がなくなり負担軽減。



40代・求職中
Dさん

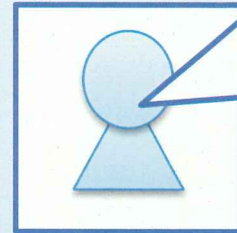
【ワンクリック免除申請で国民年金保険料の免除手続きが簡単に！】
失業し所得なし。国民年金保険料の免除をオンラインの簡便な手続きで申請。



50代・会社員
Eさん

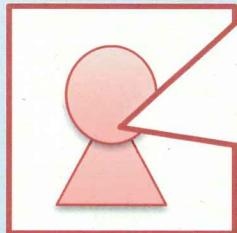
【ふるさと納税による寄附金控除が簡単に！】
ふるさと納税をした地方自治体からマイナポータルに寄附額の情報を通知。その情報を活用して簡単に寄附金控除が可能に。

60代～



60代・自営業
Fさん

【年金の裁定請求で住民票添付が不要に！】
年金の裁定請求に必要な住民票が添付不要に。取得のために役所に行く必要がなくなり負担軽減。

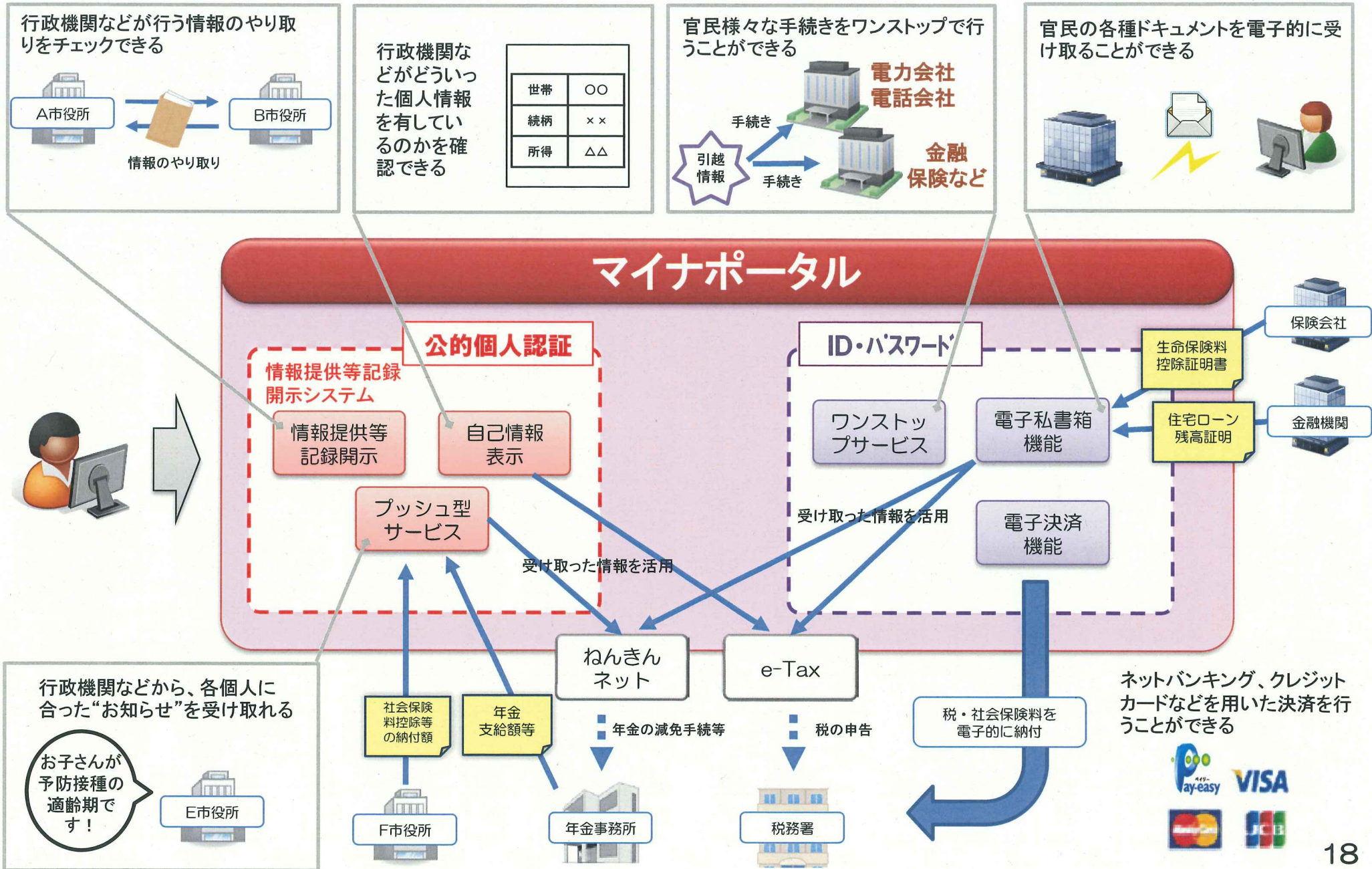


70代・年金受給者
Gさん

【医療費通知を活用して医療費控除が簡単に！】
手術及びその後の通院で多額の医療費を支出。マイナポータルに通知された医療費情報を利用して医療費控除の適用を受けオンラインで還付申告。領収書の保存や集計の手間が省け便利さを実感。



マイナポータル



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかと懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかと懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



個人情報管理の方法について

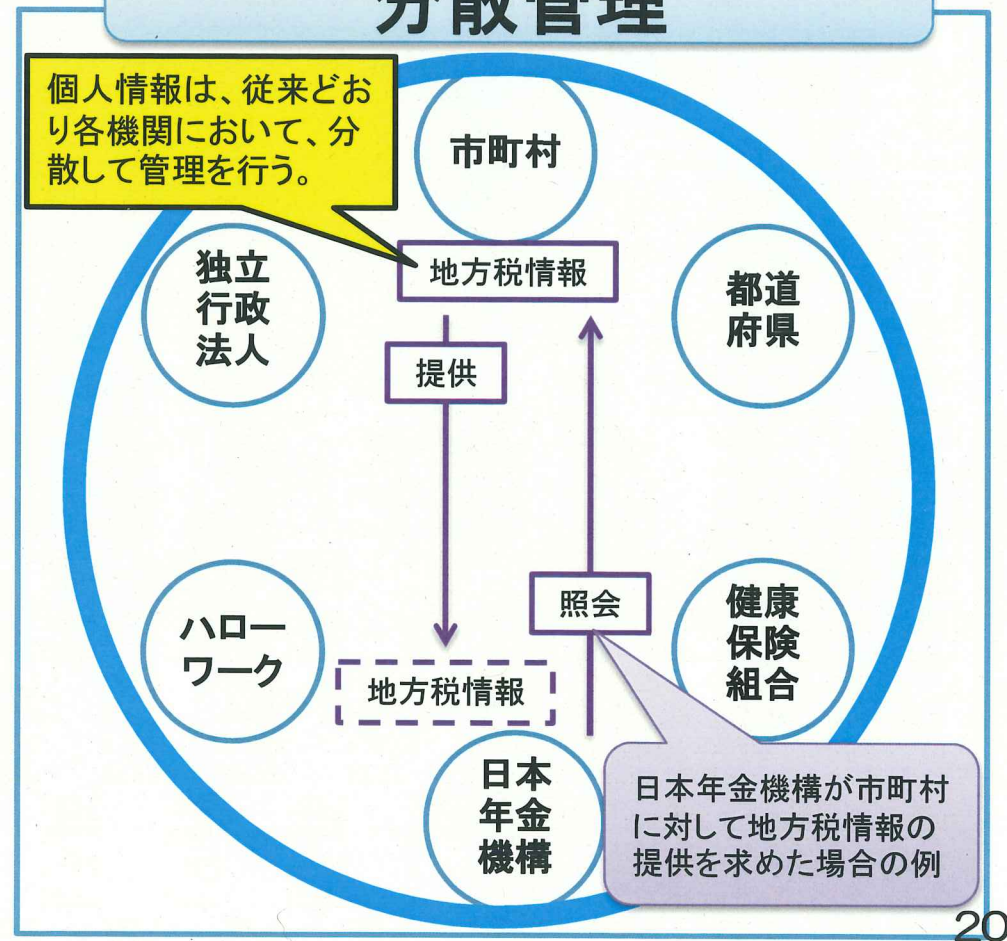
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

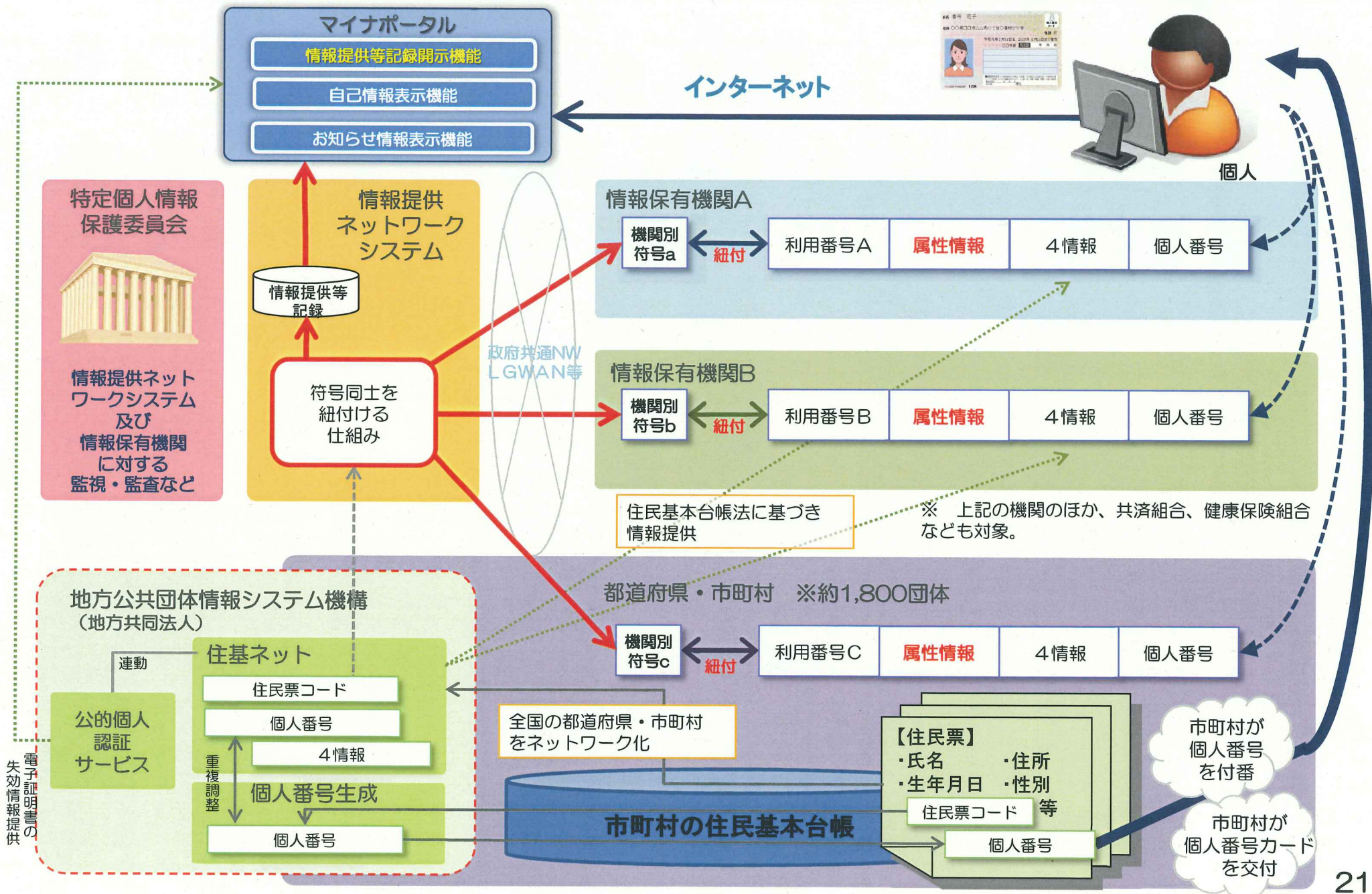
一元管理



分散管理



社会保障・税番号制度における情報連携の全体像



罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して 特定個人情報記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の 委員等が 、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し 、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、 検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

マイナンバーに関する送付物一式①

「送付される封筒」



おもて面



うら面

「まいなんばー
つうち」
と点字してあります。

「音声コード」

無料アプリ等でもマイナンバーに関する簡単なご案内を音声で聞くことができます。

マイナンバーに関する送付物一式②

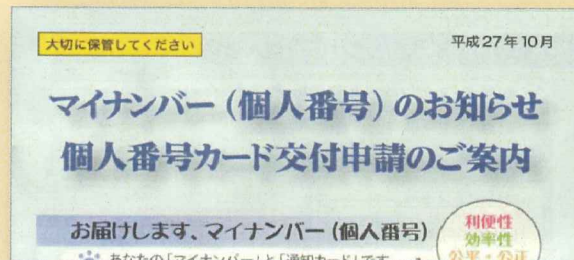
「封入されているもの」



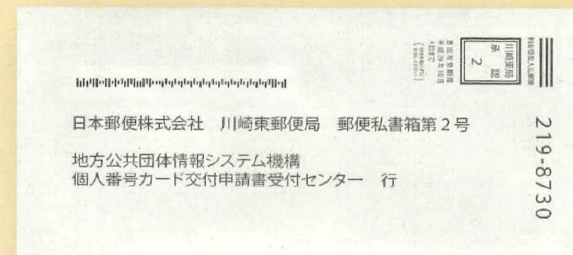
①宛名台紙(お問い合わせ先記載あり)



② 通知カード
+ 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
+ 音声コード台紙
※世帯人数分(1通で最大8人まで)



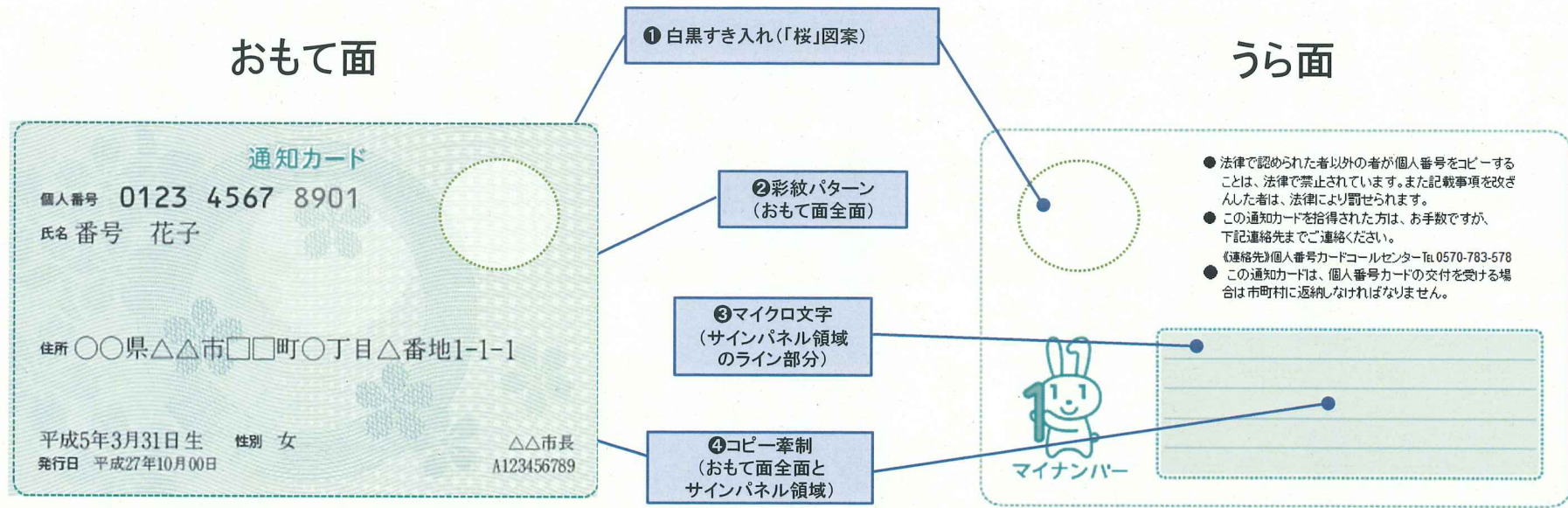
③説明用パンフレット(8ページ3つ折り)



(おもて面)

④個人番号カード交付申請書の返信用封筒

通知カードのセキュリティ対策について（券面）



セキュリティ対策	内容と必要性
① 白黒すき入れ	図柄の陰影を表現可能な透かし技術で、紙幣と同様の偽造対策効果あり。(複写不可、偽造困難)
② 彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。
③ マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
④ コピー牽制	コピー時に「複写」の文字が浮かび上がることで、複写による偽造が困難となる。

※その他、非公表のセキュリティ対策あり

※通知カードの郵送は簡易書留(ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し)により行い、世帯への確実な交付を実施

マイナンバー制度の開始

政府広報 | 内閣官房 内閣府 消費者庁 総務省

いよいよ、マイナンバーを 順次お届けします。

マイナンバー(個人番号)の通知は、
住民票の住所に簡易書留で世帯ごとにお届けします。
通知は、10月20日頃～概ね11月中に届きますので
大切に保管してください。

※10月5日時点の住民票に記載されている住所(居所を登録された方は当該居所)に届きます。



こちらの封筒が
届きます。



封筒の中に入っているもの

① 通知カード

あなたのマイナンバー(個人番号)が記載されています。
ミシン目に沿って切り離し、大切に保管してください。
「個人番号カード」の取得にも必要です。

② 個人番号カード交付申請書

必要事項を記入し、写真を貼れば、
簡単に申請ができます！
詳しくは、③ 説明用パンフレットをご覧ください。

③ 説明用パンフレット

④ 個人番号カード交付申請書の
返信用封筒も入っています。

「通知カード」を受け取れなかった方は、
住民票のある市区町村にお問い合わせください。

ずっと使う番号だから、
マイナンバーは大切に。

1人に1つ。
マイナンバー



平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で、
マイナンバーの利用が始まります。

こんな場面で、あなたもマイナンバーを使います。

学生



- アルバイトの勤務先に
- 奨学金の申請時に
- 勤労学生の控除手続に

主婦・保護者



- パート・アルバイトの勤務先に
- 出産育児一時金や育休の申請時に
- 児童手当の申請時に

従業員



- 扶養控除等(異動)申告書など
会社に提出する税務関係書類に
- 健康保険や雇用保険、年金などの手続に

高齢者・障害者など



- 年金給付の手続に
- 福祉や介護の手続に
- 災害時の支援利用時に

外国人



- 中長期在留者や特別永住者などの
外国人も税や社会保障等の手続で
マイナンバーを使います。

ずっと
使うから
大切にね!



マイナンバーのお問合せは

新設 マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178** (無料) 平日 9:30~22:00
土日祝 9:30~17:30 ※年末年始を除く

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
通知カード・個人番号カードについては 050-3818-1250
その他のお問合せについては 050-3816-9405 におかけください。

マイナンバーについて詳しくは

マイナンバーに便乗した不正な勧誘や情報取得などにご注意ください。

役所や公の機関の職員が自宅を訪問したり、電話をすることはありません。お金を求めることもありません。

あやしいと思ったら
① 消費者ホットライン **188** (お近くの消費生活相談窓口をご案内します。)
② 警察相談専用電話 **#9110** 又は最寄りの警察へ

平成27年11月 改訂版

マイナンバー（個人番号）の通知スケジュール

○マイナンバー(個人番号)の指定

マイナンバー法施行日(平成27年10月5日)に住民基本台帳に記録されている方に指定

※ 平成27年10月5日以降は、出生など新たに住民基本台帳に記録される際に指定

○通知カードのお届け予定時期(最初のお届け時期 ※再配達日はこれ以降となることあり)

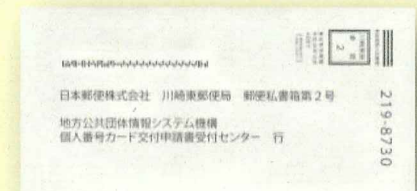
10月23日～概ね11月中を予定

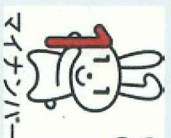
※ 市区町村ごとに順次、郵便局に持ち込まれ、各世帯に配達(お届け時期は市区町村によって異なる)

※ 市区町村ごとの郵便局への差出状況は、順次、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の運営する個人番号カード総合サイトに掲載するとともに、都道府県を通じて各市区町村へ連絡 <https://www.kojinbango-card.go.jp/>



転送不要の
簡易書留郵便で送付





ライオンパー

東日本大震災による被災者、
DV・ストーカー行為等・児童虐待等の被害者、
一人暮らしの長期入院・入所者の方へ

住民票の住所地

9月25日(金)までに
居所情報を登録すると

登録した住所地

に届きます (簡易書留)
(初回お届け
10月20日頃～概ね11月中)

居所情報が登録できていない場合は…

通知カードが、本人に届かない、DV等加害者のいる住所地に届く 等

通知カードの住所地への送付や個人番号の変更申請等が可能
ですので、**住民票のある市区町村にご相談ください**

○東日本大震災による被災者の方

○一人暮らしの長期入院・入所者の方

- ・居所情報の登録が間に合わなかった、登録を忘れた
- ・登録した住所地から別の居所地に移動した
- ・通知カードの発送後から受取り前の間に、
新たに避難したり、入院・入所した 等

○DV・ストーカー行為等・児童虐待等の被害者

- ・居所情報の登録が間に合わなかった、登録を忘れた
- ・登録した住所地から別の居所地に移動した
- ・通知カードの発送後から受取り前の間に、
又は
通知カードを受取り後に、
新たにDV等の被害を受けるなどして住所地から移動した 等

生活の本拠が住所地にある方は、

住民票のある市区町村から住所地のある市区町村への転出入手続を

【DV等被害者の方へ】 **ご検討ください**

- ・既に居所地にお住まいの方は、
原則住民票のある市区町村の窓口で行う転出手続を郵送で行うことも可能です。
- ・**転入先の市区町村に「住民基本台帳事務」におけるDV等支援措置」を申し出てください。**
「DV等支援対象者」となると、DV等加害者が「住民票の写し等の交付」等の請求により、
転入先の新しい住所を知らうとしても、これらの請求を拒否する措置が講じられます。

配達時に不在で通知カードを受け取れなかった場合の対応

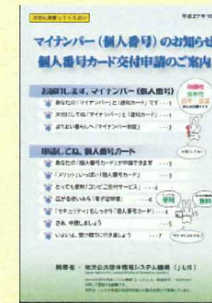


転送不要の
簡易書留郵便で送付

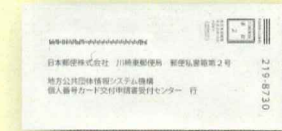
不在の場合



通知カード・個人番号
カード交付申請書



パンフレット



個人番号カード交付
申請用の返信用封筒

通知カード専用の不在配達通知書が投函され、配達を担当している郵便局で原則1週間保管



不在通知書

インターネット、電話、FAX、郵送により①②④による受取希望を連絡し、又は③により受取り

郵便局窓口で受取り
③配達を担当している郵便局の窓口での受取り

郵便局から再配達

①自宅への再配達

②勤務先等への再配達

④他の郵便局の窓口での受取り

※①②は原則配達日の翌々日以降の日を希望可能

※③④は不在配達通知書のほか、以下の書類及び印鑑（又は署名）が必要
 名宛人の場合：本人確認書類
 同居者の場合：同居者の本人確認書類
 代理人の場合：代理人の本人確認書類、名宛人からの委任状

一週間経過後



配達できなかった簡易書留郵便を住所地市区町村に返還の後、最低3ヶ月間保管

以下の書類を持参の上、住所地市区町村の窓口へ来庁し、通知カードを受取り（※）

本人の場合：本人確認書類

代理人の場合：本人の本人確認書類、代理人の代理権を証明する書類、代理人の本人確認書類

※上記のほか、市区町村の任意により、簡易書留郵便による再送や、職員が本人のもとへ出向いて交付を実施

郵便局

市区町村

新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化(案)の推進予定

- ・平成27年8月12日 自治体情報セキュリティ対策検討チーム 中間報告
⇒新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化(案)の作成
- ・平成27年8月31日 概算要求(事項要求)
- ・平成27年9月16日 自治体情報セキュリティ対策検討チーム 第4回会合
⇒「各自治体と国等との情報連携開始(H29.7月)を見据えた抜本対策」(案)の作成
- ・平成27年9月28日 マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会で説明
- ・平成27年9月29日 「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化(案)」を全国の自治体に説明
- ・平成27年10月23日 「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化(案)」を全国の自治体と意見交換

- ・平成27年11月中旬
(予定) 自治体情報セキュリティ対策検討チーム 第5回会合
⇒「情報提供ネットワークシステムの稼動を見据えた抜本対策」の提言
(全国の自治体の意見等を踏まえたもの)

新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化(案)

1. 各自治体におけるインシデント即応体制の強化

- (1) 最高情報セキュリティ責任者(CISO)の設置とインシデント対応チーム(CSIRT)の強化
- (2) 市町村に対する都道府県による初動対応の支援体制の強化
- (3) NISCまでのインシデント連絡ルートの再構築(多重化)
- (4) 緊急時対応計画の見直し(インターネット遮断ルール等の追加)と準備の徹底

H27.8.21通知

2. 攻撃リスクの低減のための対策強化

- (1) 既存の住基システム(マイナンバー付番システム)のインターネットからの分離
(マイナンバー制度施行(H27.10.5)まで)
- (2) 「自治体情報システム強靱性向上モデル」を各自治体に示し、その取組を支援
【平成28年度概算要求中(事項要求)】
- (3) 「自治体情報セキュリティクラウド」の導入【平成28年度概算要求中(事項要求)】
(都道府県ごとにインターネット接続口を集約化し、監視機能を強化)
- (4) 業務システムの共同利用である自治体クラウドの導入加速

3. 各自治体の情報セキュリティ確保体勢の強化

- (1) セキュリティ専門人材による支援体制の構築(自治体情報セキュリティ支援プラットフォーム(H27.9.30稼働開始))
- (2) NISC、NICT及び特定個人情報保護委員会等と連携してセキュリティ人材の育成促進
- (3) 人的セキュリティの強化と職員の訓練の徹底(H27.8.21通知)
- (4) 自治体クラウド等により節減した費用等を情報セキュリティ対策に振り向け

自治体情報セキュリティに係る攻撃リスクの低減のための対策強化(案)の概要

① 情報提供ネットワークシステム等の集中監視
(マイナンバー)

② マイナンバー関連システムを、インターネットリスクから分離

- ・既存住基(マイナンバー付番システム)の分離(H27.10.5) **済**
- ・LGWAN環境とインターネット環境の分割を図るとともに、個人番号利用事務を徹底分離(情報連携スタートを見据え早期に実施)

(特定個人情報を提供)

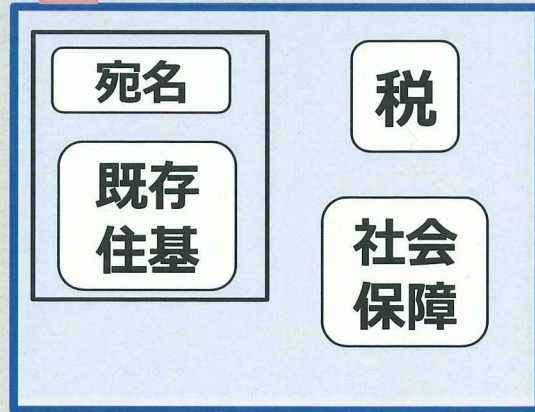
**LGWAN
を利用**

(個人番号利用事務)

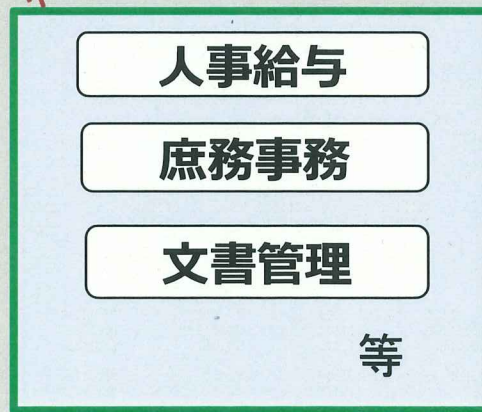
(各種業務処理)

(個人番号関係事務等)

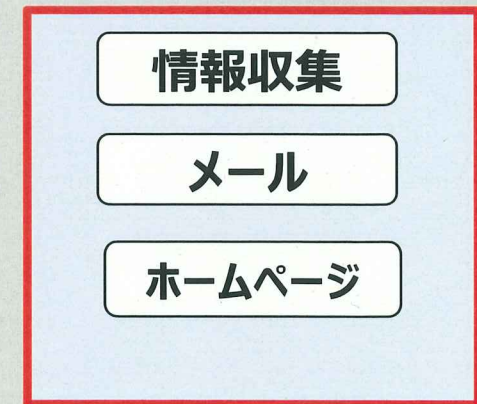
(インターネット業務)



(分離の徹底)



(リスク分断)



- ・データの持出し不可設定
- ・アクセス制御

- ・アクセス制御

- ・外部からの攻撃対策の徹底

③ 個人番号利用事務関連システムについて、端末からデータの持出し不可設定
(内部不正対策の徹底)

④ 全自治体で庁内ネットワークの再構成

⑤ インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約化して、集中して高度な監視を行う。
(自治体情報セキュリティクラウドの導入)

(自治体情報システム強靱性向上モデルの導入)